

「減らそう犯罪」  
広島県民総ぐるみ運動

今年も慌ただしくなる年末年始を迎えます。例年この時期になると、ひったくり・車上狙い・侵入窃盗等の犯罪が多発する傾向にあります。

そこで、住民の皆さん一人ひとりが「犯罪を減らすために何が出来るか」「自分達の町の安全は自分達で守ろう」について真剣に考え、警戒心を持って、2個目のカギの取り付けや頑丈なものへ取り替えるなど自分にできることから始めましょう！

問合せ先 海田警察署 820-0110  
(生活環境課)

飼えなくなった  
イヌ・ネコについて



動物を捨てることは法律違反です。また捨てられたイヌやネコは野良になり、他人に大変な迷惑がかかります。

小さい命でも、思いやりを持って終生一緒に暮らしましょう。

しかし、やむを得ない理由により、飼えなくなったイヌ・ネコについては次の日程により、引取りを行っています。

日	時	毎週水曜日 (但し、第5水曜日は除く) 12月16日(木)～ 平成17年1月4日(火) までは休止
時間・場所		13:30～13:50 町民会館 14:00～14:20 環境センター
必要なもの		印鑑

右表以外の日は、広島県動物愛護センターに直接持ち込み可能です(要印鑑)。  
問合せ先

広島県動物愛護センター  
0848-866511  
(生活環境課)

バックマージンが入って

儲かると誘われて

《相談内容》

「友人や知人を紹介して商品を買ってもらえば、バックマージンが入り必ず儲かる」と知人に勧められ、販売組織の会員になった。1か月前にふとんを、10日前に靴下を計100万円で購入した。しかし、友人に勧めても断られ続け、家にはたくさんの商品が残り困っている。その上、家族が「紹介するだけで儲かるなんて怪しい」と言って反対するので解約したい。

《アドバイス》

これは「連鎖販売取引(マルチ商法)」にあたりますので、契約書面を受け取った日、または再販売のために購入した商品の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から20日以内であれば、クーリング・オフ制度によって無条件に契約を解除することが

できます。

このケースでは、靴下はクーリング・オフができることとなります。

マルチ商法とは、ピラミッド型に会員を増やしながら商品のあつせん・販売などで利益が得られるシステムです。入会時に商品購入などの金銭的な負担が必要なのが特徴で、特異な成功例を挙げて、誰でも簡単に高収入が得られるかのような説明がされますが、思うように勧誘ができず、負債を抱え込む人がほとんどです。

特定商取引法の改正により、平成16年11月11日以降の契約については、クーリング・オフ期間20日間(を過ぎてても、中途解約や退会ができるようになり、また一定条件を満たせば、商品を返品して購入代金の90%を返してもらうことができます)となります。

(生活環境課)

子どもたちへ

「万引きは犯罪です」  
決して許される行為ではありません。

事業者の皆さんへ

「万引き防止マニュアル」などを活用し、安全・快適に買い物ができるお店づくりに努めましょう。

保護者の皆さんへ

子どもの過ちは小さな芽のうち摘み取ることが大切です。もし、子どもが万引きしたら、きちんと叱り、なぜ万引きしたのか子どもの話をよく聞きましょう。

地域の皆さんへ

近所の子どもに声をかけ、何でもいから会話をしてみましょ。

問合せ先

広島県少年犯罪防止緊急対策プロジェクトチーム  
<http://www.pref.hiroshima.jp/SPT/>

(生活環境課)

## 年末年始のごみ収集



今年も年末大掃除の季節になりました。12月は月末が近づくほど環境センターにごみを持込む人が多く、また焼却施設解体のため、環境センター入り口付近の道路が込み合い、センター内も例年以上に混雑することが予想されます。

環境センターへごみを持込む場合は、早めに持込みましょう。

年末年始のごみの収集は下の表のとおりです。「ごみの正しい出し方」のルールに従ってなるべくごみステーションに出しましょう。

また、坂町の広域焼却施設「安芸クリーンセンター」への可燃ごみの持込みができます。持込む方は事前に熊野町環境センター（854-3813）に連絡してください。

事業所からのごみ（事業系廃棄物）はステーションに出すことはできません。

（生活環境課）

月 日	ごみ収集の有無	環境センターへの直接持込み受入れ時間	安芸クリーンセンターへの直接持込み受入れ時間
12/28〔火〕 (平常どおり)	有	9:00～11:30 13:00～16:00	8:30～12:00 13:00～16:30
12/29〔水〕	有	9:00～11:30 13:00～15:00	休み
12/30〔木〕			
12/31〔金〕	休み	休み	
1/1〔祝〕			
1/2〔日〕			
1/3〔月〕			
1/4〔火〕 (平常どおり)	有	9:00～11:30 13:00～16:00	8:30～12:00 13:00～16:30

環境センター・安芸クリーンセンターへの持込みの際には、次の提示物が必要です。  
個人：運転免許証等の身分証明書 事業所：名刺又は事業車両の車検証

## 各施設の年末年始のお休みについて

各施設の年末年始のお休みは下の表のとおりです。

役 場	12月											1月				
	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5		
	祝	金	土	日	月	火	水	木	金	祝	日	月	火	水		
各 公 民 館	x			x						x						
町 民 体 育 館								x								
町 民 グ ラ ウ ン ド									x							
郷 土 館	x									x						
中央ふれあい館	x			x							x					
中央地域健康センター	x			x						x						
西部地域健康センター	x									x						
子育て支援センター	x			x						x						
筆の里工房									x							

【 ...通常どおり ...17:00以降休み x... 全日休み ...郵便局のみ(9:00～16:00)】

## 休み

し尿収集・浄化槽汚泥清掃業務  
12月29日(水)  
～平成17年1月3日(月)  
緊急連絡先  
安芸地区衛生施設管理組合  
885-2525

## ご存知ですか？

瀬戸物や植木鉢は、大型ごみの日に出すことはできません。割れた物は紙に包んで透明又は半透明のビニール袋に入れて、埋立ごみの日に出しましょう。

また、ガラスびんと飲料缶は別々の透明又は半透明のビニール袋に入れて「資源ごみ」の日に出しましょう。

(生活環境課)

## 育てよう！強い心 守ろう！社会のルール

少年犯罪の低年齢化に歯止めをかけるため、4月から県では非行の入り口と言われる万引き防止に重点を置いて取り組んでいます。

各地で住民や事業者による自主的な活動が動き出していますが、今年4月から9月に万引きで捕導された少年の数は、小学生が前年同期を上回るなど低年齢化が進み、なお一層の取組みが必要なお状況です。